

2022年 3 月 31 日
日本公認会計士協会

会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

記

1. 関係会員の氏名等

井上 益光（登録番号第7579号、近畿会所属）

遠藤 幸生（登録番号第8943号、東北会所属）

2. 懲戒処分の種別

(1) 退会勧告及び金融庁長官の行う懲戒処分の請求

(2) 退会勧告（2018年度C P E義務不履行により行政処分請求実施済）

井上 益光（登録番号第7579号、近畿会所属）

遠藤 幸生（登録番号第8943号、東北会所属）

3. 懲戒処分の理由

関係会員は、2017年度及び2018年度に引き続き、2019年度において継続的専門研修制度の必要な単位数の履修及び報告をせず、会員が会則第128条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても同項に規定する義務不履行となったことから、会則第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項第6号に該当すると認められるため。

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2022年 3 月 31 日

以 上

※ 「退会勧告」とは、会員及び準会員の義務違反に対し、協会からの退会を勧告する懲戒処分であり、当該会員又は準会員が退会するまでその効力を有します。（会則 67 条第 5 項に基づき、「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」を併科）

なお、会則第 69 条第 4 項に基づき、退会勧告の事由となった事実が第 67 条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に該当する場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、協会会長は、退会勧告の効力をその確認された時までとすることができます。

※ 「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。